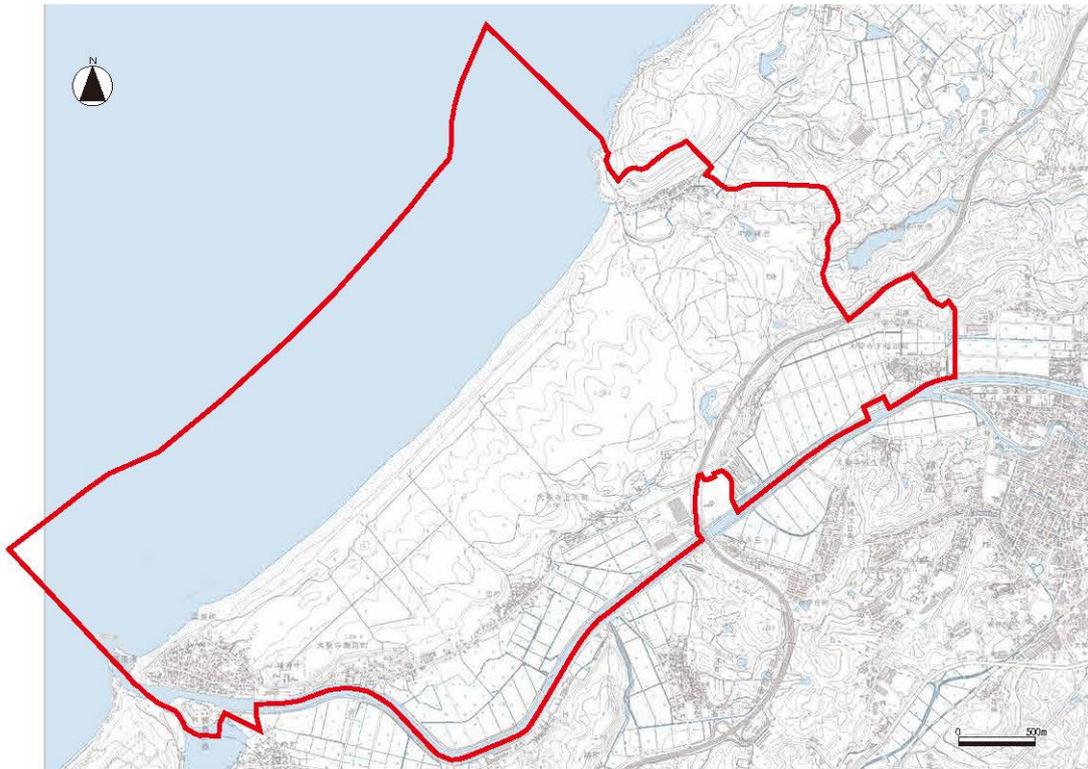


重要文化的景観の選定について

令和2年11月20日（金）に開催された国の文化審議会において、下記の文化財を重要文化的景観に選定するよう、文部科学大臣に答申がなされた。

- 1 名称 加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観
- 2 所在地 加賀市^{しおや}塩屋町、大聖寺^{せごえ}瀬越町、大聖寺^{うわぎ}上木町、大聖寺^{しもふくだ}下福田町、
^{かたの}片野町ほか
- 3 所有者 国・石川県・加賀市ほか
- 4 面積 1,360.0ha
- 5 概要 加賀市西部の片野町から塩屋町にかけての加賀海岸に広がる砂防林は、記録の限りでは、江戸時代に大聖寺藩によって植栽され、明治末期から昭和初期にかけては国の事業によって整備された。この海岸砂防林により、地域の長年の懸案であった飛砂被害が抑えられ、集落の営みが安定し、現在に至る。
加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観は、長い歴史の中で形成された海浜、砂防林、集落、水田、河川が連なる景観であり、当時の砂防林築造の痕跡や作業道、集落の区割等が良好に残されているほか、地域の文化遺産や動植物も保護されている。日本海沿岸の砂丘が発達した地域の生活文化を伝え、重要で価値が高い。



加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観 選定範囲



重要な構成要素 (主なもの)



海浜・砂防林（北東から）



砂防林・集落・水田・河川（北東から）



旧作業道（瀬越）



竹の浦館（旧瀬越小学校）